

開発許可申請の手引き（令和7年4月）の改訂内容（概要）

第一編 制度編

I 開発許可制度（総論）

改訂後 ページ	改訂内容	改訂理由
1-5～	・制度の改正経緯に盛土規制法改正に伴う開発許可制度見直しに関する概要を追記	・盛土規制法みなし許可運用開始のため

II 開発許可制度（各論）

改訂後 ページ	改訂内容	改訂理由
1-12	・⑤ロ 開発行為に該当しない地盤高の変更を50cm以下から30cm以下へ見直し	・盛土規制法との整合を図るため
1-25	・盛土規制法みなし許可かつ一定条件を満たす場合に、盛土規制法の設計者の資格を有する必要がある旨追記	・改正都市計画法の施行（令和5年5月26日施行）
1-29	・技術基準の適用関係一覧表 盛土規制法みなし許可の場合の適用範囲について追記	・改正都市計画法の施行（令和5年5月26日施行）
1-37	・法第29条第1項第3号に該当するものに「ゴミステーション」を追加	・取扱いの明確化
1-38	・③ハ 法第34条第1号の立地の基準、学校以外のものの取扱い基準を明確化	・取扱いの明確化
1-41	・② 法第34条第7号、調整区域にある既存工場等の増設に係る敷地面積の増加を1.5倍以内から2.0倍以内へ見直し	・開発許可制度運用指針改正（令和5年12月28日）との整合を図るため
1-49	・開発許可後の手続に盛土規制法に係る手続を追加	・盛土規制法みなし許可運用開始のため
1-50	・都市計画法の変更許可における盛土規制法みなし許可の取扱いを追記	・盛土規制法みなし許可運用開始のため
1-51	・「申請書類修正申告書」の手続を追加	・盛土規制法との整合を図るため
1-53	・都市計画法の完了検査における盛土規制法みなし許可の取扱いを追記	・盛土規制法みなし許可運用開始のため

Ⅳ その他

改訂後 ページ	改訂内容	改訂理由
1-74 1-76 ～ 78	・盛土規制法に関する説明を追加 ・盛土規制法みなし許可に関する制度の概要、適用される基準の一覧を追加	・盛土規制法みなし許可運用開始のため ・盛土規制法みなし許可運用開始のため

Ⅴ 別表

改訂後 ページ	改訂内容	改訂理由
別表 1 1-80	・法第29条第1項第3号に該当するものに「ゴミステーション」を追加	・取扱いの明確化

第二編 技術的基準編

Ⅴ 排水施設に関する基準

改訂後 ページ	改訂内容	改訂理由
2-30	・流出係数の改定	・盛土規制法の技術基準と整合
2-32	・降雨強度式の改定	・最新の下水道基準と整合
2-34	・管渠の断面は2割増し流量が満管で流下する設計とするよう改定	・盛土規制法の技術基準と整合
2-43	・洪水吐きの設計に用いる平均降雨強度表の削除	・盛土規制法の技術基準と整合

Ⅷ 宅地の防災に関する基準

改訂後 ページ	改訂内容	改訂理由
2-74	・地上高さ5m超の擁壁について、地震の影響を考慮するよう改定	・盛土規制法の技術基準と整合
2-76	・クーロン土圧公式における土圧係数算定式 P_a の適用範囲を「 $\phi \leq \beta$ 」を「 $\phi < \beta$ 」に改定	・盛土規制法の技術基準と整合
2-85	・地盤の長期許容支持力の表を更新	・盛土規制法の技術基準と整合
2-101	・溪流を埋め立てる場合の暗渠工の支線の管径を15cmから20cmへ改定	・盛土規制法の技術基準と整合

第三編 諸手続要領編

Ⅲ 開発許可申請関係図書の作成

改訂後 ページ	改訂内容	改訂理由
3-5	・申請図書一覧に盛土規制法みなし許可関連の書類を追加	・盛土規制法みなし許可運用開始のため
3-6	・開発許可申請書類作成要領に「盛土規制法 手続の可否の判定フロー」を追加 ・開発許可申請書類作成要領に「暴力団等に該当しない旨の誓約書」を追加 ・資金計画書の融資証明書について、発行から3ヶ月以内のものを添付する旨追記	・盛土規制法みなし許可運用開始のため ・技術的助言への整合を図るため ・取扱いの明確化
3-9	・公共施設管理者の同意書について、管理者の実印は不要とする旨追記	・取扱いの明確化
3-15	・みなし許可関係書類を追加	・盛土規制法みなし許可運用開始のため
3-17	・「盛土規制法 手続の可否の判定フロー」を掲載	・盛土規制法みなし許可運用開始のため
3-20	・「申請者の資力及び信用に関する申告書」、法令による登録等欄に建設業許可等の有無の記載欄を追加	・盛土規制法みなし許可運用開始のため
3-22	・「暴力団等に該当しない旨の誓約書」を追加掲載	・技術的助言への整合を図るため
3-29	・「設計者の資格に関する申告書（盛土規制法用）」を追加掲載	・盛土規制法みなし許可運用開始のため
3-30	・「盛土・切土等に関する工事の概要書」を追加掲載	・盛土規制法みなし許可運用開始のため
3-31	・着手届、県へ提出の場合の部数を2部に改定 ・着手届、工程表が添付不要な規模等に関する説明を追加 ・着手届の提出書類として標識の設置状況の写真を追加 ・着手届、市街化区域における農地の場合に農地転用届出の受理通知書の写しを添付することを明記 ・開発行為許可済標識様式の「許可を受けた者の住所氏名又は名称」、電話番号の記載欄を削除	・事務処理の合理化のため ・盛土規制法みなし許可運用開始のため ・盛土規制法との整合を図るため ・取扱いの明確化 ・申請者の負担軽減のため
3-32	・申請書類修正申告書に関する内容を追加	・盛土規制法との整合を図るため
3-35	・工事完了届に添付する土地利用計画平面図、県の場合の提出部数を4部に改定	・事務処理の合理化のため

3-38	・開発許可完了公告後の土地利用の変更承認申請に添付する変更後の土地利用計画図の提出部数を2部に改定	・事務処理の合理化のため
------	---	--------------

第四編 各行政庁編

I 岡山県

改訂後 ページ	改訂内容	改訂理由
4-1-2	・開発行為変更許可申請手数料の一覧を分かりやすいものに修正 ・手数料改定を反映	・申請者の負担軽減のため ・物価動向等に基づく手数料改定が行われるため
4-1-4	・赤磐市の50戸連たん制度廃止について記載	・赤磐市において令和7年3月31日をもって50戸連たん制度が廃止されるため
4-1-5	・浸水ハザードエリアの適用に関する経過措置の記載を削除 ・浸水ハザードエリアに該当する区域として知事が定める区域（県告示）の改正を反映	・記載の簡略化のため ・左記の県告示が令和7年4月1日で改正されるため
4-1-7 ～	・災害ハザードエリアの区域図（県告示の別図）を差し替え	・県告示が令和7年4月1日で改定されるため
4-1-8	・赤磐市と早島町の災害ハザードエリアの区域図（県告示の別図）を削除 ・赤磐市と早島町における50戸連たん制度の廃止に係る記載を削除	・赤磐市と早島町で50戸連たん制度が廃止されたため ・記載の簡略化のため
4-1-19	・「浸水ハザードエリア内の自己の居住の用に供する一戸建ての住宅」の取扱い別図を差し替え	・浸水ハザードエリアの見直しが行われたため

II 岡山市～V 笠岡市は、改訂版を各市が作成

その他所要の改訂